

令和5年第13回堺市教育委員会議事録

開催日	令和5年12月25日(月)
場所	堺市役所 本館3階 大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①審査請求の裁決及び裁決に基づく公文書一部公開について ②いじめ重大事態に係る調査について
議案	報告第34号 市長からの意見聴取(令和5年度堺市一般会計補正予算)について 報告第35号 市長からの意見聴取(堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)について 議案第40号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 議案第41号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 議案第42号 令和6年度小学生すくすくウォッチの参加について 議案第43号 管理職人事について(副校長の任用について) 議案第44号 管理職人事について
その他の報告	①学校園における食物アレルギー対応ガイドラインの策定の報告について
教育長	粟井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 長山秀基教育監 伊藤修士教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 森浦稔教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 富岡重幸学校教育部長 高橋康浩学校保健体育課長 川端一学生徒指導課長 渡邊耕太教育センター所長 品川隆一能力開発課長 橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前10時00分
粟井明彦教育長	これより、令和5年第13回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
森本恭明教育政策課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。 また、事務局におきましては案件に関係する理事者全員が出席しています。
粟井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和5年第12回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【その他の報告①】	学校園における食物アレルギー対応ガイドラインの策定の報告について
粟井明彦教育長	はじめに、その他報告① 「学校園における食物アレルギー対応ガイドラインの策定の報告について」報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
【説明】 高橋康浩学校保健	・学校園における食物アレルギー対応ガイドラインの策定について、ご説明します。本ガイドラインで記載する学校園とは、幼稚園・小学校・中学校・高等

<p>体育課長</p>	<p>学校・特別支援学校のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より、文部科学省が監修し日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対するガイドライン」において、学校における食物アレルギー対応の考え方が示されています。</li> <li>・本市では、「学校給食における除去食の対応」というマニュアルや「調理場における除去食ガイドライン」は以前より策定していましたが、給食以外の食を扱う活動等についても、方針や考え方を示し、学校園で適切に食物アレルギー対応ができるよう、本ガイドラインを策定しました。</li> <li>・策定に当たっては、教育委員会事務局職員と、小学校・中学校それぞれの校長代表、保健主事代表、養護教諭代表等を構成員とする「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」作成委員会を組織し、アレルギー専門医の助言や指導のもと、ガイドラインの内容について検討しました。</li> <li>・ガイドラインの本編と併せて、作成した概要版では、本編の項目ごとに分けて内容を示し、本編と同じ項目名のページを確認すると詳細が記載されているという設計になっています。</li> <li>・これにより、学校園はガイドラインの全体像を概要版で把握し、実際の運営や取組を検討する際には本編を確認するという使い方ができるようにしています。</li> <li>・学校園へのガイドラインの周知を令和6年1月に予定しており、2月頃に内容の説明や来年度からの対応について説明会を開催し、令和6年4月からの運用に向けて準備します。</li> </ul> <p>説明は以上です。</p>
<p>(日程第1 報告第34号及び第35号は一括審議)</p>	
<p>【案 件】</p>	<p>日程第1 報告第34号 市長からの意見聴取（令和5年度堺市一般会計補正予算）について 報告第35号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について</p>
<p>栗井明彦教育長</p>	<p>それでは、日程に入ります。 「報告第34号 市長からの意見聴取（令和5年度堺市一般会計補正予算）について」及び 「報告第35号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について」の計2件を一括して審議することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第1 報告第34号と報告第35号の計2件を一括して議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 岩井伸司教委総務課長</p>	<p>報告第34号 市長からの意見聴取（令和5年度堺市一般会計補正予算）について、説明します。 本件は、令和5年度堺市一般会計補正予算（第7号）について、令和5年第5回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和5年12月18日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。 別紙1、第1表、歳出予算補正をご覧ください。 人事委員会勧告をふまえた給与改定に伴う人件費の所要増として、歳出予算7億2821万9千円を増額補正します。 補正額の内訳は、教育委員会事務局職員に係るものとして4841万9千円の増額、学校園の教職員に係るものとして6億7980万円の増額をするものです。 次に、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。</p>

	<p>債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、会計年度任用職員勤勉手当支給に係る教職員情報システムの改修のため、700万円追加します。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>【説明】 樋口信征教職員企画課長</p>	<p>報告第 35 号 市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について、説明します。</p> <p>本件は、堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、令和 5 年第 5 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 5 年 12 月 18 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めます。</p> <p>本件のうち、教職員に関連して改正する条例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例</li> <li>・堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例です。</li> </ul> <p>改正の内容は、令和 5 年度の本市人事委員会勧告を踏まえ、一般職の教職員に係る給料及び期末勤勉手当を引き上げるものです。</p> <p>本条例は公布の日から施行するものです。ただし、令和 6 年 6 月期以降の期末勤勉手当の支給に係る改正規定については、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
<p>【採決】</p>	承認
(日程第 2 議案第 40 号及び第 41 号は一括審議)	
<p>【案件】</p>	<p>日程第 2 議案第 40 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について 議案第 41 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p>
粟井明彦教育長	<p>次に、</p> <p>日程第 2 「議案第 40 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」及び 「議案第 41 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」の計 2 件を一括して審議することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第 2 議案第 40 号と議案第 41 号の計 2 件を一括して議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 岩井伸司教委総務課長</p>	<p>議案第 40 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について、説明します。</p> <p>本件は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正をふまえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を</p>

	<p>行うものです。</p> <p>改正内容については、</p> <p>1 点めは、講師の基本報酬の時間額を 2,890 円から 2,960 円に引き上げるもの</p> <p>2 点めは、会計年度任用職員の期末手当について令和 5 年 12 月以降に支給するものの支給割合を 100 分の 125 から 100 分の 130 に引き上げるものです。</p> <p>本規則は、公布の日から施行するものです。ただし、改正内容 1 点めの規定は、令和 6 年 1 月 1 日、改正内容 2 点めの規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
【説明】 樋口信征教職員企画課長	<p>議案第 41 号 堺市立学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、説明します。</p> <p>本件は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、昇格時及び降格時の号給を見直し、並びに勤勉手当の支給割合を引き上げることとし、所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、公布の日から施行するものです。ただし、令和 6 年 6 月以後に支給する勤勉手当に係る改正規定については、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採決】	可決
【案件】	<p>日程第 3</p> <p>議案第 42 号 令和 6 年度小学生すくすくウォッチの参加について</p>
粟井明彦教育長	<p>次に、</p> <p>日程第 3</p> <p>「議案第 42 号 令和 6 年度小学生すくすくウォッチの参加について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説明】 品川隆一能力開発課長	<p>議案第 42 号 令和 6 年度小学生すくすくウォッチの参加について、説明します。</p> <p>本件は、令和 6 年度小学生すくすくウォッチについて、大阪府教育委員会から参加についての意向確認があり、本市教育委員会として参加することについて上程するものです。</p> <p>小学生すくすくウォッチは、小学 5、6 年生を対象に府内の子どもたち個々が学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付け、その結果分析を基に学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に令和 6 年 4 月 17 日（水）から 4 月 25 日（木）の間に実施するものです。なお、6 年生が受検する全国学力・学習状況調査は 4 月 18 日（木）に実施予定です。</p> <p>現在、各種学力調査については、全国学力・学習状況調査及び小学生すくすくウォッチの結果を、総合的な学力の観点で分析した資料を教育委員会から学校へ提供する等、教育委員会、学校管理職や担任等の役割を明確化し、学力向上に向けた取組を実施しています。</p> <p>本市教育委員会としては結果のデータ等を基に、本市の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができることから、小学生すくすくウォッチへ参加したいと考えています。</p>

	<p>なお、アンケート調査については、令和5年度同様、児童の負担を考慮すること、また、本市が独自に実施する質問調査にて代替できることから受検しないと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
鈴木真由子委員	<p>現在、全国的に教員の働き方改革に向けた取組が進められており、重複する取組等を一本化することや、負担が少ない方へ切り替えていくようなことは、多方面にわたって検討していかなければならない大きな課題だと思います。</p> <p>その中で、小学生すくすくウォッチは、全国学力学習状況調査や学校行事等が多くある4月に実施され、学校の負担は大きいと思います。これらをふまえて、学校の負担軽減策についてお聞かせください。</p>
品川隆一能力開発課長	<p>調査の実施、分析について丁寧なヒアリングを行い、学校の負担軽減のため、今後どのような方策が取れるか検討します。</p>
鈴木真由子委員	<p>では、令和7年度以降のすくすくウォッチの参加についての見通しについてお聞かせください。</p>
品川隆一能力開発課長	<p>令和7年度以降については、本市で実施や参加している各種学力調査の全体を鑑み、学力向上及び学校の負担軽減に繋がる方策を検討します。</p>
粟井明彦教育長	<p>他にご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
<b>【採 決】</b>	可決
粟井明彦教育長	<p>ここでお諮りします。</p> <p>日程第4「議案第43号 管理職人事について（副校長の任用について）」及び</p> <p>日程第5「議案第44号 管理職人事について」は、</p> <p>人事に関する案件のため、</p> <p>教育長の報告①「審査請求の裁決及び裁決に基づく公文書一部公開について」及び</p> <p>教育長の報告②「いじめ重大事態に係る調査について」は、</p> <p>関係児童生徒等のプライバシー保護のため、</p> <p>秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(日程第4 議案第43号～日程第5 議案第44号、教育長の報告①～②は秘密会)	
<b>【案 件】</b>	<p>日程第4</p> <p>議案第43号 管理職人事について（副校長の任用について）</p>
粟井明彦教育長	<p>次に、</p> <p>日程第4</p> <p>「議案第43号 管理職人事について（副校長の任用について）」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<b>【説明（要旨）】</b> 志波政宏教職員人事課長	<p>堺市立学校園における管理職人事について、副校長の任用に関する人事案を上程するものです。</p>
<b>【採 決】</b>	可決

【案 件】	日程第 5 議案第 44 号 管理職人事について
栗井明彦教育長	次に、 日程第 5 「議案第 44 号 管理職人事について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 志波政宏教職員人事課長	堺市立浜寺昭和小学校教頭及び堺市立美原中学校教頭の人事異動について、 上程するものです。
【採 決】	可決
【教育長の報告 ①】	いじめ重大事態に係る調査について
栗井明彦教育長	次に、教育長の報告① 「審査請求の裁決及び裁決に基づく公文書一部公開について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明（要旨）】 伊藤修士教委総務部長	公文書公開請求に対する一部公開決定に係る審査請求が行われ、個人情報保護審議会へ諮問した事案について、同審議会からの答申を受け、当該審査請求を裁決したことについて報告するものです。 裁決にあたり、審査庁は個人情報保護審議会の答申を尊重し、本事案に関して答申内容を覆す特段の理由はないと判断したため、裁決は答申と同じ内容としました。 また、この裁決に基づき、公文書の非公開部分の一部を追加で公開しました。
【教育長の報告 ②】	いじめ重大事態に係る調査について
栗井明彦教育長	次に、教育長の報告② 「いじめ重大事態に係る調査について」報告します。 詳細については、担当部長より説明します。
【説明（要旨）】 富岡重幸学校教育部長	市立学校で発生したいじめについて、いじめ重大事態と判断しました。また、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項 17 号の規定に基づき、調査主体を決定したことを報告するものです。
閉 会 宣 言	午前 10 時 15 分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 5 年第 13 回教育委員会を閉会します。